

## 第12章 税制

ラオスにおける税法は1995年に制定された。現在の税制は2011年12月に成立し、2012年10月より施行されている改正税法（Amended Tax Law No.05/NA）等により規定されている。

課税年度は原則として暦年である。一方、政府の財政年度は10月1日から始まる。

日本のような国税・地方税の区別はなく、すべて国が徴収する国税であり、財務省の税務局が管轄している。

国税には直接税と間接税がある。直接税には法人税（Profit Tax）、所得税（Income Tax）、環境税（Environment Tax）などがあり、間接税には付加価値税（Value-Added Tax）や物品税（Excise Tax）がある。

ラオスにおける法令体系は発展途上であり、例えば、税法の規定が明確でなく、実務上の取り扱いが複数想定されるケースや、税法において「別途定める」と規定されているにも関わらず、関連する規定が制定されていないケースも多い。このような点については、税務当局による運用や解釈に合理性・一貫性を欠くこともあり注意を要する。

また、改正税法第7条、第8条に規定しているとおり、租税条約及び投資奨励法に基づく税務特典を利用するケースや個々の投資案件が政府・経済特区等との協議・交渉により特別な税務特典を取得しているケースにおいては、以下に記述する税法の定めが当てはまらないことになる。

ラオスは10カ国と租税条約を締結しているが、現時点では日本との間には租税条約を締結していない。

### 1. 法人税

ラオスでは税務上の居住者の定義が存在しない。従って、ラオスの法令に基づき登録されている、あるいは外国の法令に基づき設立されラオスで事業を営んでいるすべての法人はラオスの法人税の納税義務を負う。

ラオスでの法人税の標準税率は24%である。ラオス証券取引所に登録している企業については登録日から4年間は税率が5%軽減される。また、タバコの製造、輸入、供給を事業とする法人に対する法人税率は26%が適用される。

旧税法に規定されていた最低税（Minimum Tax）は改正税法において廃止された。

なお、投資奨励法等により、一定の要件を満たす事業については、一定期間法人税が減免される。また、コンセッション事業を行う企業及び経済特区に立地する企業には、ラオス政府との覚書または協定及び各経済特区に設定された優遇措置に基づき、法人税の減免が適用される場合がある。これらの法人税の減免制度の詳細については、第9章「主要投資インセンティブ」を参照。

一定の要件を満たす中小・個人事業は売上高ベースのみなし課税制度(Lump-sum Tax)も適用できる。事業内容と売上高により3%から7%の累進税率が適用される。年間収益額が12百万キープ以下の事業者は法人所得税が免税となる。

(1) 課税所得

課税所得は課税年度における全ての種類の事業活動の結果発生した純利益(あるいは純資産の純増額)に基づく。

独立したキャピタルゲイン課税の仕組みは存在しないため、キャピタルゲインには他の事業利益と合わせて法人税が課税される。

(2) 費用の損金算入

一般に企業会計法に定める正規の会計帳簿を備える事業体は、以下に示す税法上の損金不算入項目に該当せず、かつ事業に伴い発生した費用であれば当該年度での損金算入(課税所得計算上で益金から差し引くこと)が認められる(改正税法第33条、第34条)。

減価償却費は資産の種類ごとに定められた耐用年数により定額法等に基づいて算定した金額を損金算入できる(改正税法第35条)。

耐用年数が決定できない無形資産(土地の使用権など)の減価償却費は損金算入できない。

図表 12-1 減価償却率(定額法の場合)

固定資産の種類	償却率
経済耐用年数が20年以内の工業用施設	5%
経済耐用年数が20年超の工業用施設	2%
永久的な商業用及び居住用施設	5%
半永久的な商業用及び居住用施設	10%
工業用、農業用、手工業用、建設用の機器、掘削機、運搬車	20%
陸上・水上輸送車両	20%
業務用機材、工具	20%
事務用機器・備品	20%
船舶及び航空機	10%
創立費・営業前費用	50%
試掘、探査、フィージビリティ・スタディのコスト	20%
業務用ソフトウェア・ハードウェア	50%

(出所) 税法、KPMG 資料より作成

図表 12-2 主な損金不算入項目

項目
法人税額、繰延税金費用
固定資産の購入にかかる付加価値税
会計基準に従った減価償却費
企業の資産として認識されていない固定資産に係る償却費
一定の場合の支払利息
従業員以外の個人に支払った給料
事業運営に直接関係しない経費（ゴルフ、ダンス、接待、贈答品、景品など）
企業のオーナーまたはパートナーの個人的な支出
適切なインボイスのない経費、費用の実際額を超過する支払額
契約や証憑書類を欠く外部への支払
会計基準に従って計上されたすべての引当金繰入額や資産の評価損（固定資産、在庫、不良債権などの減損）
未実現為替差損（外貨建て資産及び負債の期末日レートによる換算差損）
一定の限度額を超える交際費、寄附金、旅費交通費、電話代
すべての種類の罰金

（出所）税法、KPMG 資料より作成

### (3) 繰越欠損金

事業損失を計上した投資家は、その損失が政府の監査機関または監査法人の監査を受け、かつ、税務当局に承認された場合、発生年度の翌年度以降3年間繰り越して、それらの年度の課税所得と相殺することができる。3年経過した時点での損失の未使用額は繰り越すことができない（改正税法第39条）。

一方で、欠損金の繰戻しは認められていない。すなわち、発生した欠損金を過去の課税所得と相殺し、納付済みの税金の還付を受けることはできない。

### (4) 申告・納税手続

#### 法人税

法人税は原則として暦年を課税年度として算定され、四半期ごとに前納し、年度末後に確定させる。最初の3回の納付期限は当該年の4月10日、7月10日、10月10日で、最終納付期限は翌年の3月10日である。

四半期ごとの納付額は納税者の選択により以下のいずれかに基づき計算される。

- 前年の法人税納付実績額
- 各四半期の実際利益額
- 当年の法人税見込み額

最終の納付は実績課税所得による要支払額となる。過払いがある場合、繰り越して将来の法人税納付額から控除することができる。

会社は年度末後、翌年 2 月末までに財務諸表（貸借対照表、損益計算書、試算表、重要な税務関連書類を含む）と利益の用途や配当金の支払いに関する株主総会議事録を税務当局に提出しなければならない。

#### みなし法人税

みなし法人税を適用する場合には、納税者と税務当局との間で契約書が交わされる。税額は過去の実際総収入額を考慮して見積もった当年の総収入額から算定される。但し、税務当局は当該見積額が実態にそぐわない、あるいは当年の実績総収入額が見積もりと乖離する場合には税額の修正を行う。納税のタイミングは月次、四半期、半期、年次のいずれかが当該契約書において示されており、それに従う。

#### (5) 税務調査

ラオスにおける法人税に関する税務調査は、一般に年度の最終確定税額の支払い時に実施される。すなわち、最終納付にあたり申告書を提出した際に、税務当局が提出された資料をもとに税額の再計算を行い、その結果、会社の納付予定額が過少であるとの指摘を受けることがある。

また、その他の税務調査の形式として、事前に通知のうえで税務調査が実施されるケースが多いが、税法上は事前通知なしの税務調査も規定されている。

税務調査の対象期間は最大過去 3 年間に及ぶ。

#### (6) ペナルティ

税務申告や納税の義務に違反した場合のペナルティとして以下の定めがある。

##### 延滞

延滞額に対して 1 日あたり 0.1%の利息が課される。但し、最大で延滞額と同額までとされる。

##### 過少申告、適切なインボイスの不発行

納付不足額の 20%から 60%の罰金が科される。違反行為の回数を重ねる毎に罰金が重くなる。さらに、3 回目の違反時には営業停止処分の規定もある。

##### 無申告、税務調査の拒否など

税務当局が納税額を決定する。納付不足額の 30%から 100%の罰金が科される。違反行為の回数を重ねる毎に罰金が重くなる。さらに、3 回目の違反時には営業停止処分の規定もある。

(7) 帳簿書類

会計帳簿は、零細事業者を除き、複式簿記の方法により記帳することが要請されており、会社は、資産を保全し、会計記録の誤謬、不正や粉飾を未然に防止するよう会計記録を整備することが求められる。すべての会計帳簿・記録は証拠となる証憑類とともに、最低10年間保管されなければならない。また、これらは税務調査官の求めに応じて提出しなければならない。なお、会計帳簿は、すべてキープを通貨単位として記帳されなければならない。

(8) 源泉徴収

ラオスでは、特定の支払いについては以下の税率で源泉徴収税が課される。

図表 12-3 源泉徴収税率

支払いの種類	税率
配当金の支払い	10%
利息の支払い	10%
特許権、著作権、商標権、その他の知的財産の利用の対価（ロイヤリティ）の支払い	5%

(出所) KPMG 資料より作成

(9) 租税条約

国際的二重課税は租税条約により回避が図られており、ラオスはタイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ブルネイ、中国、韓国、北朝鮮、ロシア、ルクセンブルグと租税条約を結んでいる。日本とは未締結である。

ラオスからの対外投資は多くないため、租税条約の二重課税回避に関する規定は、相手国の要請に追随していることが多い。これらの租税条約における恒久的施設（PE）に関する定義は、OECD モデルに準じている。

(10) 直接親会社の所在地の検討

一般に、すでに ASEAN 諸国に子会社等を展開している日系企業がさらにラオスへ進出する際には、どのグループ会社から出資・投資するか（どのグループ会社がラオス子会社の直接親会社になるか）という検討課題も生じる。

日本、タイ、シンガポールの3カ国を比較対象とした場合、次のような状況となる。

ラオス子会社から直接親会社への支払いが上記の源泉徴収対象取引となった場合、いずれの国に支払うケースでも上記の表に示した税率が適用される（日本及びシンガポールはラオスとの間に租税条約がない。タイはラオスと租税条約を締結しているが、源泉徴収税

率が軽減される条項がない)。また、これら3カ国には、それぞれ一定の条件はあるものの、海外子会社からの受取配当金を益金不算入とする制度がある。

従って、これらの点に限って言えば、いずれの国に直接親会社が所在していたとしても全体としての税金費用に大きな差異が生じるケースは少ないと考えられる。

#### (11) 法人税の優遇措置

投資奨励法では、優遇措置の適用にあたり、地域及び社会経済インフラと地理的条件に基づいて、全国を以下の3つの投資奨励地域に区分している。

- 第1ゾーン：投資に必要なインフラ整備が進んでいない地域で主に遠隔山岳地帯
- 第2ゾーン：一定水準のインフラが整備されている地域
- 第3ゾーン：十分なインフラが整備されている地域

なお、各ゾーンの位置は図表 9-1-1 に、各ゾーンの法人税免税措置については図表 9-1-2 に示したのでそちらを参照されたい。

各事業の免税期間は企業登録証またはコンセッション登録証に記載される。

自らの事業により得た純利益を事業拡大に投資した場合には次年度の法人税が免除される。

## 2. 所得税

ラオスでの個人の所得に関する課税は、給与所得やその他の所得（事業所得除く）に対して所得税（Income Tax）が課される。一方で、事業所得については法人税またはみなし法人税が課される。すなわち、各税目は所得の種類に従って規定されており、個人と法人の区別はない。

#### (1) 課税所得と非課税所得

課税対象となる給与所得には、給料、賃金、残業代、各種手当、賞与、役員報酬、その他の経済的利益（現物支給含む）が含まれる。

図表 12-4 主な非課税所得項目

項目
外務省の規定に準拠した外交員及び国際機関職員の所得
100万キープ以下の賞金や宝くじの賞金、景品
銀行預金及び債券の利息に関する所得
科学的な研究開発の成果に対する報奨金

（出所）税法、KPMG 資料より作成

## (2) 給与所得税の計算と納付

課税給与所得の金額は、雇用契約に従った給料、賃金、残業代、各種手当、賞与、役員報酬等の現金支給額と現物支給価額、その他の経済的利益の金額の合計として計算される。

給与所得税額は、課税給与所得に 24% を上限とする累進税率を乗じて計算される。

給与所得税は雇用者によって毎月源泉徴収され、翌月 15 日までに税務当局に納付される。

図表 12-5 給与所得に対する所得税率

階層	年間給与所得（キープ）	税率
1	1,000,000 以下	0%
2	1,000,001 から 3,000,000	5%
3	3,000,001 から 6,000,000	10%
4	6,000,001 から 12,000,000	12%
5	12,000,000 から 24,000,000	15%
6	24,000,001 から 40,000,000	20%
7	40,000,001 以上	24%

（出所）税法より作成

なお、投資奨励法等により、一定の要件を満たす事業については、関係省庁等との交渉により所得税の軽減を受けられる場合がある。また、コンセッション事業を行う企業及び経済特区に立地する企業には、ラオス政府との覚書または協定及び各経済特区に設定された優遇措置に基づき、所得税の減免が適用される場合がある。

## 3. 付加価値税

付加価値税は従来の売上税（Business Turnover Tax）を置き換えるものとして 2009 年 1 月 1 日より導入された。付加価値税に関する事項は税法とは別の付加価値税法により規定されている。

付加価値税（以下「VAT（Value-Added Tax）」）は日本の消費税に相当し、ラオス国内において創生された付加価値を課税対象とする税金であり、最終的な負担者はそれら付加価値を含む物品やサービスの国内の最終消費者である。

### (1) 納税義務者

以下の事業者は付加価値税の納税義務を負う。

- ・ 年間 4 億キープ以上の売上のある事業者
- ・ 物品・サービスの輸入者（輸入の目的、頻度は問わない）
- ・ ラオスで税務登録をしていない非居住者でラオス国内でサービスの提供を行っている者

なお、売上が年間 4 億キープ（約 4 百万円）未満の事業者でも、一定の要件を満たせば任意で付加価値税の登録を行い、VAT 対象事業者となることができる。

## (2) 税率と非課税取引

付加価値税の税率は以下の通り。

- ・ 国内取引及び輸入取引：10%
- ・ 輸出取引：0%

農業や教育、金融、医療等に関する一定の取引に関しては付加価値税は非課税とされている。

## (3) 納付額の計算、申告納付手続き

付加価値税については、課税売上に伴う受取と課税仕入に伴う支払を行い、原則としてその差額を納付、繰越または還付請求することになる。

VAT 登録事業者は VAT 登録証の受領以降、月次 VAT 申告書を翌月 15 日までに税務当局に提出し納付する。申告書の提出は VAT の受払いや納付が一切ない月でも同様に行う必要がある。

輸入業者は関税の申告時に輸入 VAT も合わせて申告し納付する。

## (4) タックスインボイス

インボイスは物品・サービスの販売や VAT の受け払い、仕入税額控除、還付請求を証明する文書である。

VAT 登録事業者はすべての物品・サービスの販売時には税抜き価格、手数料（該当あれば）、VAT 金額、税込み価格を示すインボイスを発行しなければならない。

VAT 非登録事業者もインボイスを発行しなければならないが、VAT の支払いを請求してはならない。

売り手がインボイスを発行しない場合には、買い手はインボイスの発行を売り手に請求しなければならない。

### ひとくちメモ (12) : 現地進出企業の声 課税の実態

ラオスでは会計事務所は司法書士の役割しか果たしておらず、書類を作成するのみである。税務署が作成した P/L に合わせて確定ベースで法人税を納入するが、実際に払うべき課税額より低い傾向が多い。毎年、監査に来る税務署の職員によって課税項目が異なるものの、トータルとしての課税額は変わらないとの話も聞かれた。

## 4. その他の税金

### (1) 物品税 (Excise Tax)

物品税は、特定の商品及びサービスに課される間接税である (図表 12-6)。

図表 12-6 改正税法における物品税の例

物品・サービス	税率
燃料	5 ~ 25%
酒、アルコール	50 ~ 70%
タバコ	60%
化粧品	20%
電化製品	10%
二輪車	10 ~ 25%
四輪車	25 ~ 150%
ゴルフ、マッサージ、サウナ	10%
携帯電話、インターネット	10%
カジノ	80%

(出所) 税法より作成

国内生産品及びサービス：生産業者及びサービス提供者が毎月、翌月 15 日までに物品税申告書を税務当局に提出し月次で納付しなければならない。

輸入品：輸入者は輸入の都度、通関書類を税関に提出する際に物品税を申告・納付しなければならない。

### (2) 関税 (Customs duty)

あらゆる種類の輸入品及び輸出品には、原則として 5 ~ 40% の関税が課される。資機材の輸入の際にはその価格の 5% の管理手数料が課される。

投資奨励法や経済特区における投資優遇策により減免されるケースもある。

### (3) 天然資源税

天然資源税は、石油・ガス事業と希少資源 (水力発電、オイルシェール・原油・天然ガス、金属・非金属鉱物、建材、泥炭、無煙炭、土地コンセッションなど) の開発に關与する事業に適用される。タバコ、コーヒー、茶、花の種にも天然資源税が課される。木材の場合、種類によって税率が異なる。

税率は売上高または輸出価額の 5 ~ 25% の範囲となっている (立方メートル当たりで課税されるケースもある)。

#### (4) 土地税

土地税はその土地の場所や用途（建設用地、農地など）によって異なる。税額は、その土地の場所と広さの双方に基づいて計算され、毎年1平方メートル当たりの一定の率で課される。納付期限は、当該暦年の第1四半期（1～3月期）内である。

#### (5) 印紙税

印紙税は、契約書の種類ごとに決められている。

#### (6) 環境税

改正税法第4章において、自然環境や生態系あるいは健康に悪影響をもたらす事業を運営するものには環境税を課することが定められている。しかし、現時点では具体的な課税対象や税率などは定められておらず、事実上税金は発生しない。